

平成十四年法律第二百五十九号

独立行政法人日本学術振興会法

目次

第一回 総則（第一条—第七条）	第二章 役員及び職員（第八条—第十二条）
第三章 評議員会（第十三条—第十四条）	第三章 業務等（第十五条—第二十条）
第四章 雜則（第二十一条—第二十三条）	第五章 罰則（第二十四条—第二十五条）
第六章 附則	第六章 附則（第二十四条—第二十五条）

第一回 総則

（目的）この法律は、独立行政法人日本学術振興会の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（第一条）この法律は、独立行政法人日本学術振興会の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（第二条）この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条（名称）第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人日本学術振興会とする。

（振興会の目的）

（第三条）独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）は、学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的とする。

（中期目標管理法人）

（第三条の二）振興会は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

（事務所）

（第五条）振興会は、主たる事務所を東京都に置く。（基本資金）

（第六条）振興会の基本資金は、附則第一条第六項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

（第七条）政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、振興会に追加して出資することができます。振興会は、前項の規定による政府の出資があつたときには、その出資額により資本金を増加するものとする。

（名称の使用制限）

第七条 振興会でない者は、日本学術振興会といふ名称を用いてはならない。

第二章 役員及び職員

（役員）

（第九条）理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して振興会の業務を掌理する。

（第十条）理事長は、前項において準用する通則法第二条第二項の規定により評議員を解任しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

（理事の職務及び権限等）

（第九条）理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して振興会の業務を掌理する。

（第十一条）理事長は、前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていなければ、理事として、理事二人以内を置くことができる。

（理事の任期）

（第十条）理事の任期は、二年とする。

（役員の欠格条項の特例）

（第十二条）通則法第二十二条の規定にかかるわざ、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。

（理事の任期）

（第十一条）理事の任期は、二年とする。

（役員の欠格条項の特例）

（第十三条）通則法第二十二条の規定にかかるわざ、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。

（理事の任期）

（第十四条）理事の任期は、二年とする。

（役員の欠格条項の特例）

（第十五条）通則法第二十二条の規定にかかるわざ、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。

（理事の任期）

（第十六条）理事の任期は、二年とする。

（役員の欠格条項の特例）

（第十七条）通則法第二十二条の規定にかかるわざ、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。

（理事の任期）

（第十八条）理事の任期は、二年とする。

（役員の欠格条項の特例）

（第十九条）通則法第二十二条の規定にかかるわざ、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。

（理事の任期）

（第二十条）理事の任期は、二年とする。

（役員の欠格条項の特例）

（第二十一条）通則法第二十二条の規定にかかるわざ、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。

（理事の任期）

（第二十二条）理事の任期は、二年とする。

（役員の欠格条項の特例）

（業務の範囲）	（業務の範囲）
（第十五条）振興会は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。	（第十五条）振興会は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。
一 学術の研究に関し、必要な助成を行うこと。	一 学術の研究に関し、必要な助成を行うこと。
二 優秀な学術の研究者を養成するため、研究者に研究を奨励するための資金を支給すること。	二 優秀な学術の研究者を養成するため、研究者に研究を奨励するための資金を支給すること。
三 海外への研究者の派遣、外国人研究者の受入れその他学術に関する国際交流を促進するための業務を行うこと。	三 海外への研究者の派遣、外国人研究者の受入れその他学術に関する国際交流を促進するための業務を行うこと。
四 学術の応用に関する研究を行うこと。	四 学術の応用に関する研究を行うこと。
五 学術の応用に関する研究に関し、学界と産業界との協力を促進するため必要な援助を行うこと。	五 学術の応用に関する研究を行すこと。
六 学術の振興のための方策に関する調査及び研究を行うこと。	六 学術の振興のための方策に関する調査及び研究を行うこと。
七 第四号及び前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。	七 第四号及び前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
八 学術の振興のために国が行う助成に必要な審査及び評価を行うこと。	八 学術の振興のために国が行う助成に必要な審査及び評価を行うこと。
九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。	九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

（株式等の取得及び保有）	（株式等の取得及び保有）
（第十五条の二）振興会は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十号）第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。	（第十五条の二）振興会は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十号）第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。
（日本学術会議との連絡）	（日本学術会議との連絡）
（第十六条）文部科学大臣は、振興会の業務運営に關し、日本学術会議と緊密な連絡を図るものとする。	（第十六条）文部科学大臣は、振興会の業務運営に關し、日本学術会議と緊密な連絡を図るものとする。
（法律の準用）	（法律の準用）
（第十七条）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第十一条第一項、第二項及び第四項、第十七条第一項、第三項及び第四項、第十八条第一項及び第一回第十七条第一項及び第六十七条（第七号に付する法律の準用）	（第十七条）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第十一条第一項、第二項及び第四項、第十七条第一項、第三項及び第四項、第十八条第一項及び第一回第十七条第一項及び第六十七条（第七号に付する法律の準用）

二項、第十九条から第二十一条の二まで並びに第二十四条の二の規定は、第十五条第一号の業務として、振興会が、予算で定める国の補助金の交付を受け、これを財源として交付する補助金について準用する。この場合において、同法第十条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二項、第十九条第三項、第二十条、第二十一条第一項、第二十二条の二並びに第二十四条の二中「各省各庁の長」とあるのは、「独立行政法人日本学術振興会の理事長」と同法第十九条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二項、第十九条第七項を除く。」中二項に規定する基金に係る業務及び第十九条第一項に規定する学術研究助成業務として振興会が支給する資金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁の長」とあるのは、「独立行政法人日本学術振興会の理事長」と同法（第二号を除く。）及び第四項第一号、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条第一項に規定する学術研究助成業務として振興会が支給する資金について準用する。この場合において、「国」とあるのは、「独立行政法人日本学術振興会」と同法第十四条中「国」とあるのは、「独立行政法人日本学術振興会」と同法（第二号を除く。）及び第四項第一号、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十六条第一項中「各省各庁の機関」とあるのは、「独立行政法人日本学術振興会の事業年度」と同法第二十六条第一項中「各省各庁の機関」とあるのは、「独立行政法人日本学術振興会の機関」と読み替えるものとする。

二項、第十九条から第二十一条の二まで並びに第二十四条の二の規定は、第十五条第一号の業務として、振興会が、予算で定める国の補助金の交付を受け、これを財源として交付する補助金について準用する。この場合において、同法第十条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二項、第十九条第三項、第二十条、第二十一条第一項、第二十二条の二並びに第二十四条の二中「各省各庁の長」とあるのは、「独立行政法人日本学術振興会の理事長」と同法第十九条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二項、第十九条第七項を除く。」中二項に規定する基金に係る業務及び第十九条第一項に規定する学術研究助成業務として振興会が支給する資金について準用する。この場合において、「国」とあるのは、「独立行政法人日本学術振興会」と同法（第二号を除く。）及び第四項第一号、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条第一項に規定する学術研究助成業務として振興会が支給する資金について準用する。この場合において、「国」とあるのは、「独立行政法人日本学術振興会」と同法（第二号を除く。）及び第四項第一号、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十六条第一項中「各省各庁の機関」とあるのは、「独立行政法人日本学術振興会の事業年度」と同法第二十六条第一項中「各省各庁の機関」とあるのは、「独立行政法人日本学術振興会の機関」と読み替えるものとする。

4 政府は、毎年度、予算の範囲内において、振興会に対し、学術研究助成基金に充てる資金を補助することができる。 (基金の設置等)	第十八条の二 振興会は、文部科学大臣が通則法第二十九条第一項に規定する中期目標において、規定期定する学術研究助成業務(第十九条第一項に規定する学術研究助成業務を除く。)のうち科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の二第一項に規定する特定公募型研究開発業務として行うものに関する事項を定めた場合には、同項に規定する基金(次項及び次条第二項において「基金」という。)を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもつてこれに充てるものとする。	2 政府は、予算の範囲内において、振興会に対する基金に充てる資金を補助することができ
(区分経理)	(積立金の処分)	
第十九条 振興会は、第十八条第一項に規定する業務(学術研究助成基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。第二十一条第一項において「学術研究助成業務」という。)について、特別の勘定を設けて経理しなければならない。	2 振興会は、前条第一項の規定により基金を設けた場合には、当該基金に係る業務について、特別の勘定を設けて経理しなければならない。	2 文部科学大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。
		2 文部科学大臣は、それぞれ文部科学大臣及び主務大臣等
(区分経理)	(積立金の処分)	
第二十条 振興会は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定める第十五条に規定する業務の財源に充てることができる。	2 振興会は、前条第一項の規定により基金を設けた場合には、当該基金に係る業務について、特別の勘定を設けて経理しなければならない。	2 文部科学大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。
2 文部科学大臣は、前項の規定による承認を受けたときは、財務大臣に協議しなければならない。	2 文部科学大臣は、前項の規定による承認を受けたときは、財務大臣に協議しなければならない。	2 文部科学大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。
3 振興会は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けたときは、財務大臣に協議しなければならない。	3 振興会は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けたときは、財務大臣に協議しなければならない。	3 文部科学大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。
		3 文部科学大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。
第二十一条 振興会は、毎事業年度、学術研究助成業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六ヶ月以内に文部科学大臣に提出しなければならない。	2 文部科学大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。	2 文部科学大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。
第二十二条 振興会に係る通則法における主務大臣及び主務省令とする。		2 文部科学大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。
		2 文部科学大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。
第二十三条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第七百七号)の規定は、振興会の役員及び職員には適用しない。		2 文部科学大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。
		2 文部科学大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。
第六章 罰則		
第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした振興会の役員は、二十万円以下の過料に處する。		
一 この法律の規定により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。	1 第二十二条第一項の規定により基金を設けた場合には、当該基金に係る業務について、特別の勘定を設けて経理しなければならない。	1 第二十二条第一項の規定により基金を設けた場合には、当該基金に係る業務について、特別の勘定を設けて経理しなければならない。
二 第十五条に規定する業務以外の業務を行つたとき。	2 第二十二条第一項の規定により基金を設けた場合には、当該基金に係る業務について、特別の勘定を設けて経理しなければならない。	2 第二十二条第一項の規定により基金を設けた場合には、当該基金に係る業務について、特別の勘定を設けて経理しなければならない。
三 第十八条第三項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して学術研究助成基金を運用したとき。	3 第二十二条第一項の規定により基金を設けた場合には、当該基金に係る業務について、特別の勘定を設けて経理しなければならない。	3 第二十二条第一項の規定により基金を設けた場合には、当該基金に係る業務について、特別の勘定を設けて経理しなければならない。
第二十五条 第七条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。	4 第二十二条第一項の規定により基金を設けた場合には、当該基金に係る業務について、特別の勘定を設けて経理しなければならない。	4 第二十二条第一項の規定により基金を設けた場合には、当該基金に係る業務について、特別の勘定を設けて経理しなければならない。
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。	5 旧振興会の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例によることとする。	5 旧振興会の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例によることとする。
第二条 日本学術振興会(以下「旧振興会」という。)は、振興会の成立の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産	6 第一項の規定により振興会が旧振興会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、振興会が承継する資産の価額(次条の規定による廃止前の日本学術振興会法(昭和四十二年法律第二百三号)第四条の基本金に相当する金額を除く。)から負債の金額を差し引いた額は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。	6 第一項の規定により振興会が旧振興会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、振興会が承継する資産の価額(次条の規定による廃止前の日本学術振興会法(昭和四十二年法律第二百三号)第四条の基本金に相当する金額を除く。)から負債の金額を差し引いた額は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。
(施行期日)	7 前項の資産の価額は、振興会の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。	7 前項の資産の価額は、振興会の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
第二十六条 第二条の二 振興会は、将来における我が国経済社会の発展の基盤となる先端的な研究及び有為な研究者の海外への派遣を集中的に推進するため、平成二十一年度の一般会計補正予算(第二十号)により交付される補助金により、平成二十六年三月三十一日までの間に限り、次の各号に掲げる業務に要する費用に充てるためにそれぞれ当該各号に定める基金を設けるものとする。	8 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。	8 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。
	9 第一条の規定により旧振興会が解散した場合における解散の登記については、政令で定めることとする。	9 第一条の規定により旧振興会が解散した場合における解散の登記については、政令で定めることとする。
第二十七条 第二条の二 振興会は、将来における我が国経済社会の発展の基盤となる先端的な研究及び有為な研究者の海外への派遣を集中的に推進するため、平成二十一年度の一般会計補正予算(第二十号)により交付される補助金により、平成二十六年三月三十一日までの間に限り、次の各号に掲げる業務に要する費用に充てるためにそれぞれ当該各号に定める基金を設けるものとする。	10 文部科学大臣は、通則法第二十八条第二項の規定により、業務方法書に記載すべき事項に係る文部科学省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聽かなければならない。	10 文部科学大臣は、通則法第二十八条第二項の規定により、業務方法書に記載すべき事項に係る文部科学省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聽かなければならない。
第二十八条 第二条の二 第二条の二 振興会は、将来における我が国経済社会の発展の基盤となる先端的な研究及び有為な研究者の海外への派遣を集中的に推進するため、平成二十一年度の一般会計補正予算(第二十号)により交付される補助金により、平成二十六年三月三十一日までの間に限り、次の各号に掲げる業務に要する費用に充てるためにそれぞれ当該各号に定める基金を設けるものとする。	11 文部科学大臣は、通則法第二十九条第一項の規定により、中期目標(先端研究助成業務に係る部分に限る。)を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聽かなければならない。	11 文部科学大臣は、通則法第二十九条第一項の規定により、中期目標(先端研究助成業務に係る部分に限る。)を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聽かなければならない。
第二十九条 第二条の二 第二条の二 第二条の二 振興会は、将来における我が国経済社会の発展の基盤となる先端的な研究及び有為な研究者の海外への派遣を集中的に推進するため、平成二十一年度の一般会計補正予算(第二十号)により交付される補助金により、平成二十六年三月三十一日までの間に限り、次の各号に掲げる業務に要する費用に充てるためにそれぞれ当該各号に定める基金を設けるものとする。	12 文部科学大臣は、通則法第三十条第一項の規定による中期計画(先端研究助成業務に係る部分に限る。)の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聽かなければならない。	12 文部科学大臣は、通則法第三十条第一項の規定による中期計画(先端研究助成業務に係る部分に限る。)の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聽かなければならない。
(日本学術振興会の解散等)		
第三十条 平成十五年十月一日		
(日本学術振興会の解散等)		

(区分経理)
第二条の五 振興会は、次に掲げる業務について
は、それぞれ特別の勘定を設けて経理しなけれ
ばならない。

一 先端研究助成業務
二 附則第二条の二第一項第二号に掲げる業務
(研究者海外派遣基金をこれに必要な費用に
充てるものに限る。以下「研究者海外派遣業
務」という。)

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する
法律の準用)

第二条の六 補助金等に係る予算の執行の適正化
に関する法律の規定(罰則を含む)は、先端
研究助成業務又は研究者海外派遣業務として振
興会が支給する資金について準用する。この場
合において、同法(第二条第七項を除く。)中
「各省各庁の長」とあるのは、「独立行政法人日
本学術振興会の理事長」と、同法第二条第一項
(第二号を除く。)及び第四項第一号、第七条第
二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条
並びに第三十三条中「国」とあるのは、「独立行
政法人日本学術振興会」と、同法第十四条中
「国(会計年度」とあるのは、「独立行政法人日
本国学術振興会の事業年度」と、同法第二十六条
第一項中「各省各庁の機関」とあるのは、「独立
行政法人日本学術振興会の機関」と読み替える
ものとする。

(国会への報告等)

第二条の七 振興会は、毎事業年度、先端研究助
成業務及び研究者海外派遣業務に関する報告書
を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に文
部科学大臣に提出しなければならない。
2 文部科学大臣は、前項の報告書の提出を受け
たときは、これに意見を付けて、国会に報告し
なければならない。

(過料)

第二条の八 附則第二条の二第三項において準用
する通則法第四十七条の規定に違反して先端研
究助成基金又は研究者海外派遣基金を運用した
場合には、その違反行為をした振興会の役員
(日本学術振興会法の廃止)

第三条 日本学術振興会法は、廃止する。
(日本学術振興会法の廃止に伴う経過措置)
第四条 前条の規定の施行前に同条の規定による
廃止前の日本学術振興会法(第十条及び第十九
条を除く。)の規定によりした処分、手続そ

他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する
規定によりした処分、手続その他の行為とみな
す。

第五条 附則第三条の規定の施行前にした行為及
び附則第二条第五項の規定によりなお従前の例
によることとされる事項に係るこの法律の施行
後にした行為に対する罰則の適用については、
なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条、第四条及び前条に定めるも
ののほか、振興会の設立に伴い必要な経過措置
その他この法律の施行に関し必要な経過措置
は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一
二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、そ
れぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 附則第四十二条の規定 国家公務員共済組
合法等の一部を改正する法律(平成十六年法
律第二百三十号)の公布の日又は公布日のいづ
れか遅い日

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一
二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、そ
れぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 附則第四十二条の規定 国家公務員共済組合法
等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二
百三十号)の公布の日又は公布日のいづれか
遅い日

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一
二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、そ
れぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第三条の規定 国家公務員共済組合法
等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二
百三十号)の公布の日又は公布日のいづれか
遅い日

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一
二九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當
該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第七条、第十条、第十三条及び第
十八条並びに附則第九条から第十五条まで、第
二十八条から第三十六条まで、第三十八条
から第七十六条の二まで、第七十九条及び第
八十二条の規定 平成十七年四月一日

附 則 (平成一六年六月二三日法律第一
三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

二 附則第十七条の規定 この法律の公布の日
又は国家公務員共済組合法等の一部を改正す
る法律(平成十六年法律第二百三十号)の公布
の日(いづれか遅い日)

附 則 (平成二三年四月二七日法律第二
〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

二 附則第十七条の規定 この法律の公布の日
又は国家公務員共済組合法等の一部を改正す
る法律(平成十六年法律第二百三十号)の公布
の日(いづれか遅い日)

附 則 (平成二三年四月二七日法律第二
一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。

二 附則第十七条の規定 この法律の公布の日
又は国家公務員共済組合法等の一部を改正す
る法律(平成十六年法律第二百三十号)の公布
の日(いづれか遅い日)

附 則 (平成二三年四月二七日法律第二
二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部
を改正する法律(平成二十六年法律第六十六
号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規
定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十
一条の規定 公布の日

(処分等の効力)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による
改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を
含む。)の規定によつてした又はすべき処分、
手続きその他の行為であつてこの法律による改正
後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含
む。以下この条において「新法令」といいます。)
に相当の規定があるものは、法律(これに基づ
く政令を含む。)に別段の定めのあるものを除
き、新法令の相当の規定によつてした又はすべ
き処分、手続きその他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及び
の附則の規定によりなおその効力を有すること
とされる場合におけるこの法律の施行後にした
行為に対する罰則の適用については、なお従前
の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもの
のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置

(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人
事院の所掌する事項については、人事院規則)
で定める。

附 則 (平成三〇年一二月一四日法律第一
九四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

二 附則第十七条の規定 この法律の公布の日
又は国家公務員共済組合法等の一部を改正す
る法律(平成十六年法律第二百三十号)の公布
の日(いづれか遅い日)

附 則 (平成三〇年一二月一四日法律第一
九五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

二 附則第十七条の規定 この法律の公布の日
又は国家公務員共済組合法等の一部を改正す
る法律(平成十六年法律第二百三十号)の公布
の日(いづれか遅い日)

附 則 (平成三〇年一二月一四日法律第一
九六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。

二 附則第十七条の規定 この法律の公布の日
又は国家公務員共済組合法等の一部を改正す
る法律(平成十六年法律第二百三十号)の公布
の日(いづれか遅い日)

附 則 (平成三〇年一二月一四日法律第一
九七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部
を改正する法律(平成二十六年法律第六十六
号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規
定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十
一条の規定 公布の日

(処分等の効力)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による
改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を
含む。)の規定によつてした又はすべき処分、
手続きその他の行為であつてこの法律による改正
後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含
む。以下この条において「新法令」といいます。)
に相当の規定があるものは、法律(これに基づ
く政令を含む。)に別段の定めのあるものを除
き、新法令の相当の規定によつてした又はすべ
き処分、手続きその他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及び
の附則の規定によりなおその効力を有すること
とされる場合におけるこの法律の施行後にした
行為に対する罰則の適用については、なお従前
の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)